

令和3年6月1日から！

露店、自動車による営業をされている事業者様 食品衛生責任者の設置 HACCP の考え方を取り入れた衛生管理が義務化されます。



食品衛生法が改正されたことにより、食品衛生責任者の設置と HACCP の考え方を取り入れた衛生管理が義務付けられます。

1. 食品衛生責任者の設置

食品衛生責任者とは、施設の衛生管理にあたって、
中心的な役割を担う人物です。



食品衛生責任者になれる人物とは？

- ▶ 調理師、製菓衛生師、栄養士等の資格を有する者
- ▶ 食品衛生責任者養成講習会を受講した者



食品衛生責任者になれる人物がない場合

- ▶ 食品衛生責任者養成講習会を受講して下さい。
- ▶ 大阪府で開催している講習会の申込等の詳細は、
「(公社)大阪食品衛生協会」のホームページをご覧ください。
申込用紙は保健所窓口にもあります。



食品衛生責任者を設置、変更した時は

- ▶ 食品衛生責任者養成講習会修了証書（原本）を持参し、
保健所へお越しください。



2. HACCP の考え方を取り入れた衛生管理



何をすればいいの？

衛生管理計画を作成した上で、その計画に沿った衛生管理の実施や
記録の作成、保存を行う必要があります。



衛生管理計画って？

食品の仕入れから販売までの工程について、衛生的に管理するための
マニュアルのことです。

(参考HP：HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための
手引書(厚生労働省))



ご不明な点がございましたら、お問い合わせください！

お問い合わせ先：寝屋川市保健所 保健衛生課（食品衛生担当）

所在地：寝屋川市八坂町28番3号 電話番号：072-829-7721